

# 東京都動物保護行政は総理府の通知に配慮してください。

動物には命があり人との共生に配慮するとされていますが、東京都の動物相談センターでは殺処分設備が多用され、生存の機会を与える設備が整っていません。



東京都の動物保護に関わる各行政機関にお願いいたします。

1. ねこは命あるものであることにかんがみ、人と動物の共生に配慮してください。
2. 動管法や改正動物愛護法及び、政令や条例の精神を尊んでください。
3. 都内の各行政機関は連係し、動物の擁護や愛護保護及び管理に関する普及啓発に努め、指導や処罰、監視を速やかに行ってください。
4. 緊急災害時の基本対策には動物への適切な対策を盛り込んでください。

## 要 望 書

東京都に対して引取り申請がされた犬及びねこに関しては、昭和50年の総理府通知総管第237号により、飼養の継続に努めることや所有者或いは飼養希望者を発見し、飼養の機会を与えることとされています。

東京都は、被災し動物相談センターなどに引取られて介護されている犬やねこに係わらず、同様に被災し民間に介護されている犬及びねこや、そのほか東京都が規則に従い引取りを認めた犬やねこに関しても、飼養の継続に努め、所有者或いは飼養希望者を発見し、飼養の機会を与えるための設備を整えた施設などの設置および、飼養の機会を与えるための譲渡の実行に関する機関などの拡大や整備を求めます。

署名の上、要望いたします。

東京都知事殿 東京都衛生局殿

月/日	氏名	住所	印
1			
2			
3			
4			
5			

この用紙は複写してお使いください。  
記入済みの署名は郵送先まで直接お届け下さい。  
郵送の封筒には必ず差出人名を記入してください。

〒  
郵送先